

◇大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

- 1 こども相談センター所長に委任する事務の範囲を改めることにしました。
- 2 費用を徴収する措置の範囲を改めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(福祉局障がい者施策部障がい支援課、こども青少年局子育て支援部管理課、
子育て支援部こども家庭課、幼保施策部幼保企画課)